

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要について

令和3年4月30日

国立研究開発法人情報通信研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成28年における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから環境配慮契約の締結に努めた。

2. 令和2年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物の設計に関する契約、⑥建築物維持管理、⑦産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①、②及び⑤について環境配慮契約を締結した。

なお、③、④、⑥及び⑦については環境配慮契約締結の実績はなかった。

① 電気の供給を受ける契約

令和2年度における契約のうち、高圧電力等（契約容量が50kWh以上）における環境配慮契約を締結したのは10件（電力の契約量は49,467,200 kWh）、環境配慮契約（裾切り方式）を実施し不調・不落となり競争入札による契約を締結したのは1件（電力の契約量は483,900 kWh）であった。

また、低圧電力等（契約容量が50kWh未満）においては全て随意契約を締結しており、10件（電力の契約量は87,248 kWh）であった。

② 自動車の購入及び賃貸者に係る契約

1台の購入について、価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果が最も優れたものと契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

⑤建築物の設計に関する契約

1 件の建築物の設計(新築、増築等)に関する契約について、環境配慮型プロポーザル方式による契約を締結した。